



「使用料・手数料の見直し案」に寄せられた御意見と旭川市の考え方

- 意見提出期間 令和7年11月21日（金）から令和7年12月29日（月）まで
- 意見提出数 90者（87個人、3団体）から92件

※ 御意見につきましては、原文どおりを基本としていますが、一部読みやすくするためなどを理由に修正等を行っています。

※ 同内容の御意見につきましては、一つにまとめて掲載しています。

※ 賛否のみを示した御意見や匿名により提出者を特定できない御意見、本案件に対するものではない御意見につきましては、計上・公表・回答の対象から除いています。

No.	寄せられた御意見	旭川市の考え方
1	ゴミ袋についてR9/4から改定されるとの事ですが、旧ゴミ袋はどうなるのか不安です。4月から使えなくなると無駄になりますので要望します。差額のシールを発行して貰い貼る 又は、旧ゴミ袋を差額を払い新と交換して貰う特に40Lは使用頻度が少ないので在庫となります。	新料金適用とあわせて新しい指定ゴミ袋に切り替えるとともに、新料金適用後、購入済みの旧袋が無駄にならないよう、旧袋も使用できる併用期間を設けることを検討しております。今後、ごみの排出や収集にできる限り混乱や支障をきたさない手法を検討してまいります。

No.	寄せられた御意見	旭川市の考え方
10	<p>「令和7年度予算案の概要」を見ても、旭川市として歳出を削減できる部分はあると感じます。本当に必要な部分は致し方ないとは思いますが、物価高など経済的に苦しい状態が続いている中で、ゴミ袋など生活する上でどうしても必要なものは購入しなければならず、それが1.5倍になるというのは年金生活者にとって死活問題です。歳出部分の削減に対する意見募集（パブリックコメント）はないのでしょうか。市の歳入・歳出全体を見て判断する一項目として、使用料・手数料のことを考えるべきだと思います。</p>	<p>旭川市の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の使用料・手数料につきましては、サービスを利用される方と利用されない方との負担の公平性を確保するために定めた「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）等に基づき設定しております。また、4年を目途に必要な見直しを行い、物価や労務単価などの変動を反映した料金を利用者に御負担いただくことで、負担の公平性の確保を図っております。 ・指定ゴミ袋につきましては、近年の物価の上昇等により、ごみ処理コストが大幅に増加しており、現行サービスを維持する上で料金の見直しが必要と判断し、導入時の負担割合（コストの1/3）を踏襲するとともに、激変緩和措置である現行料金の1.5倍の上限を適用するほか、他都市の料金水準等も参考に新料金案を設定しております。今後とも可能な限りコストの節減を図りながら、効率的な行政運営に努めてまいります。 ・また、物価高騰に対する市独自の生活者支援につきましては、子育て世帯や低所得世帯、全市民向けの給付金事業を進めており、今後におきましても必要な対策を検討してまいります。
11	<p>【参考にした文書等と参加した説明会】</p> <p><使用料・手数料の見直し案、令和7年度予算案の概要、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）に対して寄せられた意見と旭川市の考え方></p> <p><全体説明会（11/27）、啓明地区センター説明会、あそびーば説明会></p> <p>【自分が利用している市の公共施設】</p> <p>①永山西小学校・緑新小学校の学校開放事業（団体卓球）：0円（高齢者使用減免措置）</p> <p>②北彩都子ども活動センターASOBI～BA（団体卓球）：3,600円/2h（+暖房費1,800円/2h）改定後新料金：4,200円/2h（+暖房費2,100円/2h）</p> <p>③障害者福祉センターおびった体育館半面（団体卓球）：870円/3h（+暖房費170円/3h）改定後新料金：1,290円/3h（+暖房費260円/3h）</p> <p>【意見・提言等】</p> <p>1. 旭川市の事業計画と財政について</p> <p>物価高が各家庭の収入増加を上回るスピードで進行している中、市民生活は年金生活者や低所得者などの生活を圧迫している。旭川市としての財政が苦しいことは理解できるが、まずは広い視野で事業と財政の両面から「今、何を優先すべきか？」を考えなくてはならないと思う。市の各担当部署や個別の事業だけでなく部署をまたいだ横断的な視野と市の将来像を見通したパブリックコメントを募集すべきである。パブリックコメントは、なぜ件数があがらないのかも分析しその改善を図らなければ、実効性のないアリバイ作りになってしまう。</p>	<p>旭川市の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の使用料・手数料につきましては、サービスを利用される方と利用されない方との負担の公平性を確保するために定めた「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）（以下「取組指針」）等に基づき設定しております。また、4年を目途に必要な見直しを行うことを基本としており、前回の見直しは令和2年4月に行っているため、令和6年度が取組指針に基づく次の見直し時期でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、料金設定のための適切なコスト算定ができなかったことから実施を見送り、今回、令和8年10月からの新料金適用に向けて進めております。 ・北彩都子ども活動センター（ASOBI～BA）の使用料コストは、令和4年度が25,039千円、令和5年度が25,331千円、令和6年度が25,372千円、使用料収入は、令和4年度が1,225千円、令和5年度が1,366千円、令和6年度が1,639千円となっております。 ・利用人数、専用利用団体数、使用料コスト及び使用料収入につきましては、今後公表方法等を検討してまいります。 ・ASOBI～BAの一般専用使用料につきましては、同施設の開設時、類似施設や近隣市有施設を参考にするとともに、中高生の活動を支援するため、青少年の利用料金を低額に設定しております。また、運動室につきましては、施設の趣旨から、稼働率にかかわらず専用利用以外の時間は個人使用（一般開放）の時間としております。 ・今後とも可能な限りコストの節減を図りながら、効率的な行政運営に努めるとともに、施設が有効活用されるよう取り組んでまいります。

No.	寄せられた御意見	旭川市の考え方
	<p>パブリックコメントは勿論のこと「どうやったら市民の声を拾い、市政に反映できるのか」を考え、実行しなくてはならない。</p> <p>2. 「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）では、コスト算定の明確化、コスト負担割合の明確化が3本柱の第1の柱となっている。また、別紙1において「使用コスト対象範囲と算定方法」が示されている。</p> <p>①ASOBI～BAの過去3年間の「使用コスト」および「使用料収入」は、どれくらいなのか？</p> <p>②「利用人数」や「利用専用団体数」並びに「使用料コスト」「使用料収入」は公表されないのか？</p> <p>3. ASOBI～BAの一般専用団体使用料が他の公共施設に比べて明らかに高額と感じる。基本となる料金設定は何を基準にして設定されたのか？また、他市町村の同様の施設の使用料金と比較してどうなのか？</p> <p>【最後に】</p> <p>施設を利用する（受益）上で、利用者がその負担を担わなければならないのは、理解できる。しかし、学校開放で使用する際は300円（減免措置を受ければ0円）、ASOBI～BAを使用する際は1回の使用につき5,400円（改定後新料金では6,300円）の負担を強いられるというのは公平（適正）なのだろうか？施設の本来の目的別で使用料が変わるのも理解できる。おびったもASOBI～BAも本来の目的とは違うが、使用料に大きな差がある。これは、適正なのだろうか？市民目線で考えると不公平感が拭いきれない。さらに、ASOBI～BAは有効に活用されているのだろうかという疑問が残る。利用実態を知りたいが、公表されていない。啓明地区センターでは大きな鏡のある部屋（大ホール）の需要が多くて利用できない現状もあると聞く。使用料が高ければ、おのずと利用率は下がる。逆に使用料を抑えることができれば利用の増加も見込まれる。いずれにしても、現有の良い施設があっても利用率が低ければ、有効活用されているとは言えないのではないか。</p>	